

泉北環境整備施設組合随意契約ガイドライン

平成 29 年 8 月 2 日  
訓 令 第 5 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項の随意契約の取扱いについて必要な事項を定め、契約ごとの技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的及び総合的に判断し、公平性及び経済性を確保することを目的とする。

(理由の整理及び記録)

第 2 条 各所管課においては、この訓令に基づき随意契約するときは、根拠条文（施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号まで）を採用した理由及び業者を選定した理由を明確に整理し、及び記録しておくものとする。

(適用)

第 3 条 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号までの規定により、随意契約することができるものは、次のとおりとする。

(1) 第 1 号の規定による場合 予定価格（予定価格を設定しない場合にあつては、設計金額又は予算額（単価契約については、総数量を定めているもの又は予算で予定額が積算されるものの予定総支出額））が次に掲げる泉北環境整備施設組合財務規則（平成 7 年泉北環境整備施設組合規則第 3 号。以下「財務規則」という。）第 9 2 条に定める金額の範囲内のもの

ア 工事又は製造の請負（建築物等の修繕を含む。） 1,300,000 円

イ 財産の買入れ（地上権、特許権等の無体財産を含む。） 800,000 円

ウ 物件の借入れ（金額は年額又は総額による。） 400,000 円

エ 財産の売払い（地上権、特許権等の無体財産を含む。） 300,000 円

オ 物件の貸付け（金額は年額又は総額による。） 300,000 円

カ アからオまでに掲げるもの以外のもの（物品の修理、委託業務、役務の提供等をいう。） 500,000 円

(2) 第 2 号の規定による場合 契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの

ア 工事請負契約関係

(ア) 特殊な技術、機器又は設備を必要とする工事等で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない工事

a 特殊工法等の新開発工法を用いる必要がある工事

b 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事

c 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事

d ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される工事

- e プラント等の基幹的な工事で、そのプラントの能力、公害防止機能、工期等に影響を及ぼす工事
- (イ) 施工上の経験及び知識を特に必要とする工事又は現場の状況等に特に精通した者に施工させる必要がある工事
  - a 本施工に先立ち行われる試験的な施工（以下「試験施工」という。）の結果、当該試験施工者に施工させなければならない本工事
  - b 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
  - c 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事
- イ 物品買入・業務委託等契約関係
  - (ア) 業務の特殊性により、特定のものとの契約を締結しなければ初期の契約目的を達成することができないもの
    - a 機器、システム等（ソフトのシステム開発を含む。）の設置業者、開発業者又はこれらに準じる者で、その業者と契約しなければ既存の設備等の使用に支障が生ずるおそれがあるもの又は安全責任が果たせないもの
    - b 極めて特殊又は限定的な業務等であり、特定の設備等の有無及び地域性を考慮すると履行可能な者が限られるもの
  - (イ) 経験及び知識を特に必要とするもの又は現場の状況等に特に精通した者に履行させる必要があるもの
    - a 継続的な業務で業者を特定しないと事業そのものの継続が危ぶまれるもの
    - b 履行中の業務と密接不可分の関係にある業務で、同一業者以外の者に委託させると、履行中の業務との整合に著しい支障が生ずるおそれがあるもの
    - c 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要があるもの
    - d 医師、弁護士などと締結する専門性が高い分野に関する委託契約で、価格競争の余地のないもの
  - (ウ) その他契約の目的により相手方が特定されるもの
    - a 契約の履行のために、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の排他的権利の使用を必要とするもので、これらの権利を有する者と契約を締結しなければ契約の目的を達成できないもの
    - b 講演、研究、講座等、特別の能力を目的とする業務を委託するもの
    - c リース期間満了後、引き続き再リースするもの
    - d 国及び地方公共団体その他の公法人・公的機関に準ずる機関と契約するもの

- e 法や条例等で契約の相手方が定められているもの又は法令により委託方法等が定められ、その法令の趣旨により相手方が特定されるもの
- f 契約行為を秘密にする必要があるもの
- g 組合での入札参加資格に関する登録業者が1者のみのため業者が特定されるもの
- h プロポーザル方式等の競争又は比較協議により契約の相手方をあらかじめ特定しているもの
- i 新聞、雑誌、追録、郵便切手、郵便はがき等の購入契約で、その性質及び金額に競争の余地がないと認められるもの
- j 住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため、特定の者を契約の相手とするもの

(3) 第3号の規定による場合 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター等からの役務の提供を受ける契約に係るもの

(4) 第4号の規定による場合 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ、若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約に係るもの

(5) 第5号の規定による場合 緊急の必要により競争入札に付することができないもの

#### ア 工事請負契約関係

(ア) 緊急に施工しなければならない工事であって、競争入札に付する時間的な余裕がない工事

- a 道路陥没等の災害に伴う応急工事
- b 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- c 災害の未然防止のための応急工事

#### イ 物品買入・業務委託等契約関係

(ア) 緊急に履行しなければならない業務であって、競争入札に付する時間的な余裕がないもの（緊急に対応しなければ市民生活に多大な影響を及ぼすと認められるもの）

- a 道路陥没、自然災害等に伴い応急的な復旧のため必要とするもの
- b 電気、機械等の故障に伴い緊急に復旧を必要とするもの
- c 災害の未然防止のために緊急に必要とするもの

(6) 第6号の規定による場合 競争入札に付することが不利と認められるもの

#### ア 工事請負契約関係

(ア) 現に契約履行中の施工者に履行させた場合又は工期の短縮、経費の節

減が確保できる等有利と認められる工事

- a 当初予期しなかった事情の変化等により必要となった追加工事
- b 本体工事と密接に関連する付帯的な工事

(イ) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる工事

- a 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合には、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
- b 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全、円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）

(ウ) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施行中の者に施工させた場合には、工期の短縮及び経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる工事

- a 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事
- b 他の発注者との発注に係る工事と一部重複又は錯綜する工事

イ 物品買入・業務委託等契約関係

(ア) 現に契約履行中の者に履行させるときには、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるもの

- a 当初予期しなかった事情の変化等により必要となったもの
- b 本体業務と密接に関連する付帯的なもの
- c 施設管理業務等、継続を要するもの（年度当初など、入札をするいとまがない場合において、入札を実施し、新たな業者が業務を遂行できるまでの間の現請負業者との契約）

(イ) 引き続き委託する業務で、継続して施行させた場合は、履行期間の短縮、経費の節減、安全で円滑かつ適切な施行が確保できる等有利と認められるもの

- a 継続して行うことにより一体の成果物（完成して初めて委託業務の目的を果たすものに限る。）の完成を目的とし、業者が異なる場合には、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるもの
- b 前後の業務が密接な関係にあり、かつ、前業務内容が後の業務委託に重大な影響を及ぼすと認められるもの（期間の短縮、経費の節減

が確保できるものに限る。)

(ウ) 他の所管の発注に係る現に履行中の業務で、当該履行中の者に委託させた場合は、履行期間の短縮及び経費の節減に加え、円滑かつ適切な履行の確保を図ることができるものと認められるもの

(7) 第7号の規定による場合 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるもの

ア 工事請負契約関係

(ア) 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付したときより著しく有利な価格で契約することができるものと認められる工事

(イ) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとしたときには、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる工事

イ 物品買入・業務委託等契約関係

(ア) 特定の者が、過去に受注した業務のノウハウ・資料、資産等を保有するため、当該業者と委託するときは、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められるもの

(イ) 特定の者が開発したシステム等を利用することとした場合には、競争に付したときより著しく有利な価格で契約することができるものと認められるもの

(ウ) 競争の余地のない物品の買入で、公益的理由により有利な価格で契約することができるものと認められるもの

(8) 第8号の規定による場合 競争入札に付し、入札者がいないとき又は再度の入札に付し、落札者がいないもの(この号を適用して随意契約を行う場合は、当初競争入札に付するとき定めた予定価格その他の条件(履行期限等を除く。)を変更することができない。)

(9) 第9号の規定による場合 競争入札に付し、落札した者が契約を締結しないもの(この号を適用して随意契約を行う場合は、落札金額の範囲内でこれを行うものとし、当初競争入札に付するとき定めた条件(履行期限を除く。)を変更することができない。)

(禁止事項)

第4条 前条第1号の規定に該当させるため、作為的に分割して発注する行為は、厳に禁止するものとする。

(契約の相手方の制限)

第5条 泉北環境整備施設組合入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱(平成22年泉北環境整備施設組合訓令第3号)に基づく指名停止の措置を受けている者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の緊急・応急契約及び特殊技術を要する契約を発注する場合で、特にやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(見積書の徴収)

第6条 第3条第1号の理由のみを適用して随意契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴収しなければならない。

(公表)

第7条 随意契約を締結したときは、次に掲げる事項により、公表するものとする。

(1) 公表の対象については、泉北環境整備施設組合契約に係る入札(見積)結果公表の実施に関する要綱(平成29年泉北環境整備施設組合訓令第6号)第2条に定める契約に関するものとする。ただし、秘密保持の必要がある場合は、公表の対象としない。

(2) 公表の内容については、次に掲げるとおりとする。

ア 件名

イ 契約日

ウ 契約期間

エ 契約の概要

オ 契約の相手方

カ 契約金額

キ 随意契約した理由及び随意契約の相手方を選定した理由

ク 見積参加者名及び見積金額

ケ 発注担当課

(3) 公表の時期については、随意契約を締結後、速やかに公表するものとする。

(4) 公表の方法については、次に掲げるとおりとする。

ア 公表は、閲覧によるものとする。

イ 閲覧場所は、総務部契約担当課とする。

ウ 閲覧期間は、契約を締結した日の翌日からその日の属する年度の翌々年度末日までとする。

(その他)

第8条 随意契約方式をすることができる工事、委託等は、この訓令に例示したものに限定される趣旨のものではなく、また、この項目に該当するものは、直ちに随意契約方式を適用すべきものとする趣旨でもない。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、随意契約の取扱手続に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (令和3年10月1日訓令第5号)

この訓令は、令達の日から施行する。